

相生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案） に対する意見の募集について

「相生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）」について、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この素案に対する皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきましたご意見は、それに対する相生市の考え方とともに、その概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは、修正内容と理由をあわせて公表します。

1 条例制定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、市長や職員、行政委員等（以下「市長等」という。）の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされたことから、本市における市長等の損害賠償責任の一部免責について定めるため、本条例を制定しようとするものです。

2 条例の内容

市長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を、基準給与年額※1に次表のそれぞれの区分の数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責とします。

区 分	係数
市長	6
副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	4
公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員	2
上記以外の市職員	1

賠償の限度額については、「政令で定める基準※2」を参酌して条例で定めるとされており、当市では政令で定める基準のとおり定めます。

※1 基準給与年額 地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当を除く。）

※2 政令で定める基準 基準給与年額 × 区分に応じた係数

3 意見提出ができるもの

- (1) 相生市に住所を有する者
- (2) 相生市に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 相生市に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 相生市に存する学校に在学する者
- (5) 相生市に対し納税義務を有するもの
- (6) 意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

4 意見の提出期間

令和2年1月31日（金）から令和2年2月14日（金）まで
郵送の場合は、当日消印有効

5 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。
様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1) 郵送

「宛先」 〒678-8585
相生市旭一丁目1番3号
相生市 企画総務部 総務課 総務係

(2) ファクシミリ

「宛先」 0791-22-6439

(3) 電子メール

「宛先」 メールアドレス somu@city.aioi.lg.jp
※ 氏名及び住所を忘れずに明記してください。

6 案の入手方法

市役所のホームページ、市役所の公文書公開コーナー及び総務課にて閲覧・入手することができます。

7 その他

公開はご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

また、お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

8 お問い合わせ先

相生市企画総務部総務課総務係
Tel 0791-23-7126